

東京都におけるたばこ対策（主に受動喫煙対策） についてアンケート調査結果

はじめに

東京都におけるタバコ対策（主に受動喫煙対策）について、都議会議員の皆様には7月の改選前と後に2度にわたって、アンケート調査を実施いたしました。

第1回目は改選前の125名に郵送し、ファックスにて回答をお願いしましたところ、8名（6.4%）からお答えをいただきました。内訳は、民主党4名、公明党1名、自民党1名、共産党1名、東京生活者ネットワーク1名でした。

改選後7月に前回回答いただいた8名を除き、新議員を含めた122名に同じ質問用紙でファックス回答をお願いしました。回答をいただきましたのは、10名（8.2%）で、内訳は共産党7名、民主党2名、みんなの党1名でした。

都議会での多種多様な懸案事項があることは、もちろん承知しておりますが、都民の健康を守るための「タバコ対策」への関心の薄さは驚きでした。

最終的な回答者18名の内訳は、共産党8名、民主党6名、公明党1名、みんなの党1名、自民党1名、東京生活者ネットワーク1名でした。

結果

質問①都議会議員として、公約の中に受動喫煙対策を盛り込みましたか？

- 1. 盛り込んだ 6名（33.3%）
- 2. 特になし 12名（66.7%）

質問②都議会議員として受動喫煙対策は推進すべきですか？

- 1. 推進すべき 18名（100%）
- 2. 特になし 0名

質問③FCTC（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）をご存じですか？

- 1. 知っている 14名（77.8%）
- 2. 知らない 4名（22.2%）

質問④FCTCの概要をご存じですか？

- 1. 知っている 13名（72.2%）
- 2. 知らない 5名（27.8%）

質問⑤FCTCの個別事項をご存じですか？

- 1. 知っている 8名（44.4%）
- 2. 知らない 10名（55.6%）

質問⑥東京都のタバコ対策について、都下の喫煙率を知っていますか？

- 1. 知っている 9名（50%）
- 2. 知らない 9名（50%）

質問⑦東京都の受動喫煙防止条例について

1. 前向きに検討する 13名 (72.2%)
2. 党内で検討中 3名 (共産党・民主党 16.7%)
3. 特に予定なし 2名 (11.1%)

質問⑧FCTCについて、都民への普及啓発は十分だとお考えですか？

1. 十分行っている 0名
2. 必要だが、まだ不十分 18名 (100%)
3. 特に必要は感じない 0名

質問⑨東京都のタバコ対策 FCTC について、特に取り上げたい条約の項目は何ですか？

(複数回答)

- A. たばこの需要を減少させるための価格、および課税に関する措置 (第 6 条)
4名 (22.2%)
- B. たばこの煙にさらされることからの保護 (第 8 条) 18名 (100%)
- C. たばこ製品の含有物に関する規制 (第 9 条) 4名 (22.2%)
- D. たばこ製品の包装およびラベル (第 11 条) 2名 (11.1%)
- E. 教育、情報の伝達、訓練および啓発 (第 12 条) 13名 (72.2%)
- F. たばこの広告、販売促進、および後援 (第 13 条) 2名 (11.1%)
- G. 未成年者への、および未成年者による販売 (第 16 条) 11名 (61.1%)

質問⑩東京都で 2020 年にオリンピックを開催するに当たり、都における受動喫煙防止条例の条件が必須 (過去の開催地決定都市の状況から明らか) であることをご存じですか？

<オリンピック開催都市の受動喫煙防止条例施行状況>

2008 年北京 2008 年 5 月施行

2012 年ロンドン 2007 年 7 月施行

2016 年リオデジャネイロ 2009 年 8 月施行

2020 年東京? (マドリード 2011 年施行、イスタンブール 2009 年 7 月施行)

1. 知っている 15名 (83.3%)
2. 知らない 3名 (16.7%) *そのソースが知りたい (1名)

まとめ

回答いただきました 18 名中、都議会議員として、①受動喫煙対策を公約に盛り込んだ方は 6 名 (33.3%) でした。しかし②「この対策は推進すべき」と 18 名全員 (100%) が回答しています。③FCTC を知っているのは 14 名 (72.2%)。⑤FCTC の個別事項については 8 名 (44.4%) が知っていました。⑥東京都のタバコ対策についての質問に関して都下の喫煙率を知っている人は 9 名 (50%)、⑦都の受動喫煙防止条例について「前向きに検討する」は 13 名 (72.2%) であり、党として検討中は、共産党と民主党でした。

⑧FCTC について都民への普及啓発は十分だとお考えですかとの質問には、「必要だがま

だ不十分である」と 18 名（100%）全員が回答しております。⑨東京都の「タバコ対策」について、取り上げたい条約の項目で 18 名（100%）の方が、「B.タバコの煙にさらされることからの保護（第 8 条）」を取り上げていました。次に「E.教育、情報の伝達、訓練および啓発（第 12 条）」が 13 名（72.2%）、「G 未成年者への、および未成年者による販売（第 16 条）」が 11 名（61.1%）と条約の必要性が示唆されました。

最後に⑩東京都で 2020 年にオリンピック開催する当たり、東京都の受動喫煙防止条例の条件が必須だということを知っている」と答えた方は 15 名（83.3%）でした。

都民の健康を守るためにも、都行政での受動喫煙対策の取り組みが急がれます。

以上

平成 25 年 8 月 15 日

APACT 総務委員会

宮崎 恭一